

# 消費者庁製品事故情報検討会

## 及び

# 消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会

## 令和4年度第3回合同会議

### 議事要旨

1. 日時 令和4年12月23日（金）10:00～12:00

2. 場所 経済産業省本館17階西7第1特別会議室

3. 出席者

（消費者庁製品事故情報検討会）

越山議長、飯野委員、小坂委員、横矢委員

（消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会）

三上議長代理、青柳委員、猪股委員、河津委員、倉貫委員、坂本委員、澤田石委員、関委員、田辺委員、南木委員、鷺田委員

（事務局）

消費者庁

片岡政策立案総括審議官、大森消費者安全課長、石田消費者安全課課長補佐、鈴木消費者安全課政策企画専門官

経済産業省

笹路大臣官房審議官、田中製品安全課長、望月製品事故対策室長、宮本製品事故対策室室長補佐

（注）合同会議の庶務は、消費者庁と経済産業省が合同で行う。

4. 議事

（1）開会

（2）議事

ア 報告事項

重大製品事故の受付・公表状況について

#### イ 審議事項

- 1 調査の結果、重大製品事故ではなかった案件について
- 2 原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件について
- 3 原因究明調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断する案件について

#### (3) 閉会

### 5. 議事概要

- ・事務局より、資料に沿って説明を行った。委員からの発言概要は以下のとおり。

#### ア 重大製品事故の受付・公表状況について

- ・資料3に沿って、項目ごとに消費者庁より説明。  
委員から意見等はなかった。

#### イー1 調査の結果、重大製品事故ではなかった案件について

- ・資料4－(1)及び資料4－(2)に沿って、案件ごとに消費者庁より説明。  
委員から意見等はなかった。

#### イー2 原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件について

- ・資料5－(1)、資料5－(2)及び資料5－(3)に沿って、案件ごとに経済産業省より説明。
- ・参考資料に沿って子どもに関係する事故の概要についてNITE製品安全センターより説明。

#### 委員

管理番号 A202200028 の判断理由について、CPSA 0054：乳児用いすの SG 基準に照らして安定性の試験をしているが、この試験方法は形が変形しない製品であることを前提としているので、製品が変形ししかも中で水が動くベビーバスには適切ではないと考える。実態に沿った試験をしないとこの製品の安定性についての評価はできないと考える。

#### 経済産業省

御指摘を踏まえて修正。

#### 委員

管理番号A202000085の判断理由について、8歳の子どものけががをされているが、そもそも道路交通法では小学校の就学に達するまでの子どもを乗せることができるとなっているの

で、8歳の子どもを乗せた場合、製品起因ではないので、どこかに書いておいたほうがよいと思う。

経済産業省

御指摘を踏まえて修正。

イー3 原因究明調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断する案件について

- ・資料6に沿って、案件ごとに経済産業省より説明。

委員

管理番号 A202000796 の製品について、屋外使用した場合に、モーターの周辺のほこりがどうなるかということについて、今のところ対応すべき商品になっていないという答えのように見えるが、対応すべき商品にしないと再発するのではないかという危惧を感じた。

経済産業省

この製品はそのような対応はしていないが、事業者のほうにその指摘も伝え、製品の改良ができないかどうか話をする。

委員

管理番号 A202200168 の製品について、JIS を制定する前に製造されたもので、JIS は任意規格でもあるので、側方安定性について JIS を満たしていないということをもって直ちに製品起因とすることはできないと考えているという話があったが、歩行車に関しては、その使用はある程度前かがみになってこの製品を使うというのが前提であって、その状態での安定性というものを規定していた。ところが、最近は、背筋を真っすぐと立てて歩行車を使うという使い方がされるようになってきている。その場合、製品の高さが少し高くなり、それによって JIS あるいは SG 基準を満たさない製品が出てきてしまう。

これについてどのように対応したら良いか、現在、検討しているところ。製品の使い方をよく理解いただき気をつけて使っていただくということではないかと思っているところ、状況だけお話しさせていただく。

経済産業省

いろいろなタイプの製品が出てきているということで、消費者庁とも協力し、今後の注意喚起も必要かと思うので、対応していきたいと考える。

委員

全体的に中古品やインターネットの取引で買った製品による事故というのが近年、非常に多くなっていると思うが、管理番号 A202100745 の御回答の中で「消費者庁ではインターネット通販に関しては、2018 年 11 月 14 日に『インターネット通販で購入した製品の事故に注意』として、注意喚起をしています」というものを書いてあり、最近では 2022 年 10 月 26 日に経済産業省のほうで製品安全関係法対象製品の表示の確認要請というのをモール事業者さんに対して出しているというのがある。それから、経済産業省のページの中にある「インターネット取引に対する消費者への注意喚起」というページが非常に大事だと思う。それが全然出てきていなくて、相談の現場などでもインターネットで買ったり、オークションで買ったり、そういう製品の比率というのが非常に高くなってきているので、御回答で 2018 年のものを入れているが、経済産業省のページは非常にいいと思うので、もっと大々的に、もちろんモール事業者、消費者にもつなげるように活用していただければいいかと非常に感じた。

#### 経済産業省

確かに今年の 10 月に通知しており、経済産業省のホームページには載せているが、特に消費者に対しても注意喚起をすべき内容だと思うので、こちらの文章にも入れた上で、注意喚起もやっていきたい。

#### 消費者庁

消費者への注意喚起に関しては、様々な案件があるので、今日いただいたテーマについても、今年すぐというわけにはいかないが、今後、注意喚起をしていく候補に入れて、経済産業省と協力して発信していきたいと思う。

#### 経済産業省

今、大変重要な御指摘をいただいた。インターネットモール、オンラインマーケットプレイス、デジタルプラットフォームなど、様々な表現の仕方があるが、そこで輸入品も含め、バッテリーや、今、話題になった製品も含め、いろいろなものが便利で、手に入る一方、リスクも増している。経済産業省としても、消費者庁などによく連携しながら、今後どういう対応があるのか、制度面での在り方や法執行の在り方などをぜひ考えていきたいと思うので、本日の内容を踏まえて今後しっかり検討していきたい。

#### 委員

管理番号 A202100021 の事故について、燃えてしまっているのが、非純正かどうか確認できないというようにも書いてあるが、昨年来の掃除機の非純正バッテリーの火災にも似た感じがし、非純正のものが最近増えているので、そのところはきちんと見ておいていただきたいと思う。

#### 経済産業省

最近、電動工具の非純正バッテリーによる事故と思われるものが多いということは認識しており、これについての対策として、もっと注意喚起していくといったところは、検討していきたいと考える。

ただ、バッテリーの純正と非純正とが混在していたり、たくさんの工具があり、一つの火災現場から何個もバッテリーが出てきて、それが焼損しているという状況のものもあり、事故調査としてはかなり難しいものとなっている。

昨年、掃除機の非純正バッテリーの事故があったが、その際は事故品・同等品を入手でき、それで調査ができ、かなり立て続けに起こったものでもあった。今回の非純正のバッテリーも、特定のもので事故が多発しているという場合は、その業者には当たっていきたい。非純正のバッテリーがいろいろなところで出回っており、その対策をどうするかということはまた考えていかないといけない。事業者においても問題だと思われるところだと思うので、事業者と話をしていく必要があるところ。

#### 経済産業省

補足すると、バッテリーの事故については、これまでも様々な事故が起きているので、NITE で様々な分析をし、技術基準の一部を強化する必要があるのではないかといった検討の結果をいただいた。今年の3月の産業構造審議会と消費経済審議会の合同会議でも御報告したが、現在、国内と海外の2つの技術基準のどちらでも良いとなっているものについて、海外基準の方が厳しく、海外基準の方が様々な事故を防げる可能性があるため、海外基準に一本化する改正を行う。今年中に実施する予定。こうした対策によって事故が起こる前にも技術基準を上げる対応により、事故の防止を進めていきたいと考える。

#### 委員

今の技術基準の件だが、技術基準はバッテリーの過充電保護の全電圧監視の話だと思うが、非純正のバッテリー事故の多くがこの過充電保護の全電圧監視がないことが原因なので技術基準を改正すれば事故が大きく減少すると推定しているということなのか。

#### 経済産業省

今回の事故に関しては、かなり焼損が激しく、そこまでは確認ができない。技術基準については、必ずしもこの事故の対応のためだけではないが、様々な事故を踏まえると、今の技術基準を国際規格に一本化した方が防げると考えている。NITE の分析結果も踏まえてそういう判断をしており、審議会にも報告させていただき、そこで御理解もいただいたところ。具体的な基準の通達の改正については、パブリックコメントもつい先日行っているので、様々な手続を踏んだ上で、再発防止策としては有効ではないかと考えている。

委員

管理番号 A 202100441 の事故について、結局、どのように判断されたのか。

経済産業省

取っ手が確実に全ロック状態で正しく取り付けられていた上で、持ち上げてから半ロックになり落下したものであれば製品起因になり得る。

本件は、正しく取り付けられたかどうか分かっていない。説明書にも正しく取り付けられたことを確認するよう記載があったため、正しく取り付けないで、最初から半ロック状態で確認せず使われていて落ちた場合には、使用者の使い方が事故に起因したものとなるため、詳細なところが分からないので原因不明としている。

委員

使い方が悪かったのではないかという疑いがあるということか。この製品全般としては大丈夫だけれども、この製品だけガタつきが大きかったみたいに、不良品だった可能性があるかもしれないということは判断されたということか。

経済産業省

ガタつきのところも分からない状況でして、ガタつきがあることは判明しているが、そもそもガタつきが今回、落下という事象に関係があったのかどうかは結びついていない。

委員

管理番号 A202200136 の事故について、新品が発火していると。御回答で言うと、放火かもしれないので、不明としているとなっているが、放火かどうかは分かったのか。放火でなく、新品で出火しているとする、かなりバッテリー起因なのではないのかということが疑われるが、如何か。

経済産業省

消防のほうで放火の可能性を検討していて、まだ放火かどうか確認できていない。御指摘のとおり、新品で、放火でもなくて、勝手に燃えたというのであれば非常に危険であり、その場合にはきちんと対応していかなければいけないものと認識。

委員

放火かどうかはまだ分からないという書きぶりだったので、分からないということであれば、それは了解した。何しろ新品が燃えているので、何か理由があるはず。放火でないとすれば、何が理由なのかというのは、今後の調査で明確にしたほうがいいかなという気がす

る。物がバッテリーなので、疑わしい危険はあるということを指摘した。一応公的資料で公にするのであれば、消防のほうで確認中であれば確認中と書いておくべき。

経済産業省

承知した。今の御指摘を踏まえ、放火の可能性があるかどうかというのがまだ確定していないため、もし放火ということになれば、また回答が変わってくるため、確認する。

NITE

本件について、放火の可能性を否定はしていない。梱包状態で駐輪場に置かれていた状態での事故であり、置かれていた場所で何があったかは調査の中では全く分からない。そういった現場の状況、そして製品の状況を含めて、今回 NITE としてはこれ以上の調査は難しいということで、原因不明とさせていただいている。

経済産業省

今の御指摘もあったので、間違いがないように記載したい。

委員

管理番号 A202000873 の事故について、例のブリヂストンの一発二錠、ハンドルロックの件だが、本件で初めてハンドルを回すとワイヤーが引っ張られるということを知った。よく考えてあると思うのは、ワイヤーを引っ張るとハンドルロックが解除される方向の設計。ところが、今回の場合、ハンドルを回してロックが解除されて、それを戻したときにワイヤーが押し込まれる。そんなに勢いよく押し込まれるとは思わないが、その可能性があるというのに初めて気がついた。

このハンドルロックの仕組みだが、ばねを使っているというのがずっと気になっている。ばねというのは、普通は何か飛び出すとか瞬発的に力をかけたいときに一瞬だけ機能する工業製品だと思う。今回の場合、ばねがトーションスプリングであるが、それが常に力をかけている状態で安全な状態を保つというのが、ばねの使い方としておかしいのではないかとずっと気になっている。

経済産業省

今の点については、御指摘をブリヂストンに伝え、それで回答があれば共有させていただく。

委員

輸入品のネットを介した売買ということで、従来大手のモールさんとかを通じた売買にかなり焦点が当たって、対策もしてきていると思うが、大手を通さない新しいタイプのビジ

ネスモデルができてきていると伺っており、そうすると、一段と対策が難しい問題になってくるかと思うが、この辺についての取組というか、現状の在り方で何か新しい情報があれば教えていただければ。

#### 経済産業省

ネットモール関係については大手のシェアが高く、全体のネット販売自体もずっと右肩上がりで増えているが、いわゆるインターネットモールが非常に多い。インターネットモールを経由する中でもいろいろなパターンがあることを最近是我々も分かってきたところ。新しい形態とかいろいろなビジネスモデルも踏まえながら、どういった形で対応すれば製品の安全が確保できるかというところは、改めてしっかり検討する必要があると思う。その辺りはいろいろな課題があると思うので、いろいろな環境変化を踏まえた課題ということも踏まえながら、制度面の対応の必要性とかも含めて改めて検討したい。検討状況がある程度まとまれば、また御紹介させていただければと思う。